

「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的活動プロトコル」の運用開始

1 運用開始日時

令和6年4月1日（月） 午前9時00分から

2 目的

近年、死の迎え方に対する意識変化や、人生の最終段階における医療・ケアに関わる取り組みの進展などを背景に、救急現場において、癌の末期や老衰など人生の最終段階を迎えた方の家族等から、心肺蘇生を望まない事案が徐々に増加しています。西はりま消防本部では、これまで心肺停止の方に対し、迅速に救命処置を行い、医療機関へ搬送することを基本方針として活動してきましたが、心肺蘇生を望まない方の意思を最大限尊重するため、これまでの活動方針を見直し、令和6年4月より心肺蘇生を望まない方に対する新たな救急活動の運用を開始します。

3 プロトコル運用に至った背景

救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者に速やかに救命活動を実施し、医療機関に搬送することを基本活動としていますが、近年、死の迎え方に対する意識変化や、人生の最終段階における医療・ケアに関わる取り組みの進展などを背景に、救急現場において、人生の最終段階を迎えた心肺停止傷病者の家族等から、心肺蘇生の中止を求められる事案が発生しています。

心肺蘇生を望まない方への救急活動について、本人の意思を最大限尊重し、意思に沿った活動を実施することを目的に、中播磨・西播磨地域メディカルコントロール協議会「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的活動プロトコル」策定部会を立ち上げ、検討を繰り返し行いました。

検討の結果、中播磨・西播磨地域メディカルコントロール協議会として方針を決定し、令和6年4月1日から、人生の最終段階を迎えた方の意思に寄り添った、新たな救急活動の運用を開始することとしました。

※メディカルコントロール協議会とは、各地域の医療機関、消防機関で構成され、救急現場から医療機関まで傷病者の方が搬送されるまでの間に、救急隊員が行う応急処置の質を担保するために、地域の実情に応じて、指示・助言事項、事後検証事項、教育事項等を行うために設置されています。

4 基本的活動

救急現場において、傷病者本人が心肺蘇生を望んでいない意思を書面で確認できる場合や、家族等から申し出があった場合で、かかりつけ医等から心肺蘇生を中止するよう指示があるときは、傷病者の意思を尊重した救急活動を行います。

※傷病者本人とかかりつけ医・家族等が事前に話し合い、人生の最終段階を迎えたときに、心肺蘇生を望まない意思を、かかりつけ医に確認できていることが前提となります。

5 活動イメージ

